第百九十三条中「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第百九十六条、第百九十七条の二第一項、第二項及び第五項並びに第百九十九条の五第四項第四号及び第五号中「、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二百一条の四第一項中「四倍」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、八倍）」を加え、同条第二項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、同条第四項中「交付した」の下に「当該選挙に関する事務を管理する」を、「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を、「総務大臣」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、総務大臣及び当該選挙の選挙区内の各合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）」を加え、同条第九項中「第百四十四条第五項後段」を「第百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会」とあるのは「参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」と、同条第五項後段」に改める。

第二百一条の七第二項中「一台」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、二台）」を、「以内とし、」の下に「政党その他の政治団体による」を、「届出」の下に「及び総務大臣による同条第四項の通知」を、「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、同号のビラの届出にあつては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、同項の通知にあつては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会及び当該選挙の選挙区内の各合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）」を加える。

第二百一条の十一第四項中「その掲示しようとする箇所の所在する都道府県の」を「当該選挙に関する事務を管理する」に、「指定都市の議会の議員又は市の長の選挙については市の選挙管理委員会）の定める」を「参議院合同選挙区選挙（再選挙又は補欠選挙に限る。以下この項において同じ。）については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定める」に、「当該都道府県の」を「当該選挙に関する事務を管理する」に、「指定都市の議会の議員又は市の長の選挙については市の選挙管理委員会）の行う」を「参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の行う」に、「はらなければ」を「貼らなければ」に、「都道府県の選挙管理委員会（指定都市の議会の議員の選挙については、市の選挙管理委員会」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、「証紙は」の下に「、市の長の選挙に係るものを除き」を加える。

第二百四条及び第二百八条第一項中「あつては当該」の下に「選挙に関する事務を管理する」を、「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加える。

第二百十七条中「ついては東京高等裁判所」の下に「、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約に定める第五条の六第十六項第三号に掲げる執務場所を管轄する高等裁判所」を加える。

第二百十九条第一項中「（昭和三十七年法律第百三十九号）」を削る。

第二百二十条第一項及び第三項中「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第二百二十一条第二項及び第二百二十三条第二項中「の職員」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員」を加え、「禁錮」を「禁錮（こ）」に、「の選挙に関し前項」を「の選挙に関し同項」に改める。

第二百二十六条中「の職員」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員」を加える。

第二百二十七条及び第二百三十七条第四項中「の職員」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員」を加え、「禁錮」を「禁錮（こ）」に改める。

第二百三十八条の二第二項中「、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二百五十四条及び第二百五十四条の二第三項中「ついては中央選挙管理会に」の下に「、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に」を加える。

第二百六十一条の二中「都道府県」を「参議院合同選挙区選挙管理委員会並びに都道府県」に、「左に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二百六十三条第二号中「ため」の下に「参議院合同選挙区選挙管理委員会並びに」を加える。

第二百七十条第一項中「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第二百七十条の三中「中央選挙管理会」及び「が総務大臣」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第二百七十三条中「都道府県又は」を「参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは」に改める。

別表第三中

「北海道	四人」を「北海道	六人」に、「宮城県	四人」を「宮城県
二人」に、「東京都	十人」を「東京都	十二人」に、「新潟県	四人」を「新潟県
二人」に、「長野県	四人」を「長野県	二人」に、「愛知県	六人」を「愛知県
八人」に、「兵庫県	四人」を「兵庫県	六人」に、「鳥取県 島根県	二人 二人」を「鳥取県及び島根県
二人」に、「徳島県	二人」を「徳島県及び高知県	二人」に、「高知県 福岡県	二人 四人」を「福岡県 六人」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第五条の五の次に五条を加える改正規定　公布の日から起算して一月を経過した日

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法（次条及び附則第四条において「新法」という。）の規定及び附則第十条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第四条において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

（新法の円滑な実施のための準備）

第三条　新法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後この法律が施行されるまでの間に、速やかに参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約を定め、新法の円滑な実施を確保するため必要な準備を行うものとする。

（文書図画の掲示に関する経過措置）

第四条　施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に又はこの法律の施行後に新法第百四十三条第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第百四十七条第一号の文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。